

立川市第2次図書館基本計画及び
立川市第3次子ども読書活動推進計画
の中間総括にかかる
第三者評価に関する報告書について

立川市図書館では、平成27年7月、今後5年間の目指す図書館像を明確にし、より適切な利用者サービスを展開するため、「第2次図書館基本計画」及び「第3次子ども読書活動推進計画」（両計画とも平成27年～31年、計画期間5年）を策定し、図書館運営の基本としています。本市図書館基本計画は、第4次長期総合計画の前期基本計画の施策「生涯学習社会の実現」に位置付けられた計画であり、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく第3次子ども読書活動推進計画を包括しています。

計画策定後、図書館を取り巻く社会的背景や利用者ニーズを踏まえながら、施策展開を図ってきましたが、計画の実現には進捗管理が不可欠であります。

図書館法第7条の3には「図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定められており、29年度の間時点において図書館自身がその運営状況の自己点検を行い、図書館協議会による第三者評価を行うことで、計画後半及び次期計画策定に向けた取組に反映させることができるものといえます。

個々の評価内容につきましては、事務局、協議会としての詳細なコメントが附されていますので、報告書をご参照ください。